指定検疫物の輸入できる港・空港

令和４年４月１８日現在
（空港：45港　海港：60港）

指定港区分 / 指定検疫物の区分	成田国際空港	関西国際空港	京浜港	名古屋港	阪神港	関門港	那覇港	新千歳空港	東京国際空港	中部国際空港	大阪国際空港	神戸空港	北九州空港	福岡空港	鹿児島空港	那覇空港	旭川空港	函館空港	青森空港	仙台空港	福島空港	新潟空港	富山空港	小松飛行場	岡山空港	広島空港	高松空港	松山空港	長崎空港	熊本空港	大分空港	秋田空港	美保飛行場	宮崎空港	博多港	鹿児島港	苫小牧港	小樽港	新潟港	四日市港	境港	徳島小松島港	清水港	高松港	仙台塩釜港	秋田港	伏木富山港	金沢港	伊万里港	室蘭港	千葉港	和歌山下津港	松山港
① 偶蹄類の動物、馬、家きん（鶏、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、うずら、あひる、がちょうなどのかも目の鳥類）、犬（身体障害者補助犬法に規定する補助犬を除く）、うさぎ、蜜蜂及びこれらの死体並びに家きんの卵（殻付きのものに限る。）	●								●																									●	●	●																
② 家きんの卵（殻付きのものを除く。）、上記①の動物の肉、脂肪、血液、腱及び臓器並びにソーセージ、ハム及びベーコン	●								●															●								●		●	●	●			●			●			●						●		
③ ①の動物の皮、毛、羽、角、蹄、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉	●								●															●										●	●	●			●			●			●						●		
④ ①の動物の骨及び骨粉（840マイクロメートル以下の生骨粉を除く。）	●								●															●										●	●	●			●			●			●						●		
⑤ 840マイクロメートル以下の生骨粉																																			●																		
⑥ ①の動物の生乳、精液、受精卵、未受精卵、ふん及び尿	●								●															●								●		●	●				●			●			●						●		
⑦ 規則第43条の表の地域から発送され、又はこれらの地域を経由した穀物のわら及び飼料用の乾草	●								●															●								●		●		●			●						●								
⑧ 農林水産大臣の許可を受けて輸入する物（病原体等）	●								●															●								●																					
⑨ ②～⑧に掲げる指定検疫物であって携帯品として輸入するもの及び身体障害者補助犬法に規定する補助犬	●								●															●								●		●	●	●			●			●					●						
⑩ ①の動物の乳等（乳（生乳を除く。）、脱脂乳、クリーム、バター、チーズ、れん乳、粉乳その他乳を主要原料とする物をいい、外国から入港した船舶又は航空機に乗って来た者の携帯品として輸入するものを除く。）	●								●															●								●		●	●	●			●			●			●						●		
参考 サル（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく）	●														●																																						

※更新点：令和4年4月18日付けで金沢港で取り扱う指定検疫物の区分（⑨）を追加。

指定検疫物の輸入できる港・空港

令和４年４月１８日現在
（空港：45港　海港：60港）

指定港区分 / 指定検疫物の区分	鹿島港	水島港	石巻港	細島港	酒田港	小名浜港	大分港	広島港	長崎港	釜石港	高知港	八戸港	志布志港	釧路港	石狩湾港	直江津港	姫路港	浜田港	福山港	稚内港	比田勝港	厳原港	佐世保港	平良港	石垣港	釧路空港	帯広空港	庄内空港	花巻空港	山形空港	百里飛行場	静岡空港	名古屋飛行場	鳥取空港	出雲空港	山口宇部空港	徳島飛行場	高知空港	佐賀空港	新石垣空港	下地島空港	函館港	秋田船川港	三島川之江港	八代港	三河港	常陸那珂港	今治港	川内港	舞鶴港	唐津港	熊本港
① 偶蹄類の動物、馬、家きん（鶏、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、うずら、あひる、がちょうなどのかも目の鳥類）、犬（身体障害者補助犬法に規定する補助犬を除く）、うさぎ、蜜蜂及びこれらの死体並びに家きんの卵（殻付きのものに限る。）																																																			
② 家きんの卵（殻付きのものを除く。）、上記①の動物の肉、脂肪、血液、腱及び臓器並びにソーセージ、ハム及びベーコン				⊙		⊙		⊙	⊙	⊙	⊙			⊙	⊙	⊙		⊙																																				
③ ①の動物の皮、毛、羽、角、蹄、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉		⊙	⊙	⊙		⊙		⊙	⊙	⊙			⊙																																									
④ ①の動物の骨及び骨粉（840マイクロメートル以下の生骨粉を除く。）		⊙	⊙	⊙		⊙					⊙		⊙		⊙																																							
⑤ 840マイクロメートル以下の生骨粉																																																						
⑥ ①の動物の生乳、精液、受精卵、未受精卵、ふん及び尿		⊙	⊙																																																			
⑦ 規則第43条の表の地域から発送され、又はこれらの地域を経由した穀物のわら及び飼料用の乾草		⊙		⊙				⊙		⊙	⊙	⊙						⊙																											⊙			⊙			⊙	⊙	
⑧ 農林水産大臣の許可を受けて輸入する物（病原体等）																																																						
⑨ ②～⑧に掲げる指定検疫物であって携帯品として輸入するもの及び身体障害者補助犬法に規定する補助犬								⊙	⊙																																			⊙						⊙		
⑩ ①の動物の乳等（乳（生乳を除く。）、脱脂乳、クリーム、バター、チーズ、れん乳、粉乳その他乳を主要原料とする物をいい、外国から入港した船舶又は航空機に乗って来た者の携帯品として輸入するものを除く。）		⊙		⊙		⊙		⊙	⊙	⊙	⊙		⊙	⊙	⊙	⊙		⊙																									⊙			⊙	⊙		⊙			
参考 サル　（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく）																																																						

※更新点：令和4年4月18日付けで金沢港で取り扱う指定検疫物の区分（⑨）を追加。